相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市奥栄町三丁目一一三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　肥田　志げ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

愛知県常滑市北条三丁目一二六番地栄プラザ関ビル二C号とこなめ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　真悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市寺町一四四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松吉　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

滋賀県彦根市大東町一三番一号上野第二ビル三階大東法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上野心太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市鶴見区今津南四丁目一五三一番地一、最後の住所大阪市鶴見区今津南四丁目六番一七号　被相続人　亡　中農百代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階　相続財産管理人　弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目四九番地一、最後の住所兵庫県芦屋市呉川町一八番二―三〇一号　被相続人　亡　池島　幹生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

兵庫県尼崎市潮江二丁目八―一ローポ潮江一一一号　相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父市八鹿町小山五二番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嘉住　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

兵庫県養父市八鹿町八鹿一七七三番地四　中川ビル三階　相続財産管理人　司法書士　田村　陸司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市宮坂町二六番地、最後の住所広島県呉市警固屋九丁目一番三八号　被相続人　亡　靏　ヤス子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

事務所　広島県呉市中央二丁目三番三〇号　相続財産管理人　金清　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県那賀郡那賀町和食字町五三番地三、最後の住所徳島県那賀郡那賀町和食字町八九番地一　被相続人　亡　耳川　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

事務所徳島県阿南市見能林町志んじゃい七番地二　相続財産管理人　司法書士　山田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市太山寺町一五九一番地一、最後の住所愛媛県松山市太山寺町一五九一番地第一　被相続人　亡　井上　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

愛媛県松山市南堀端町五番地一　相続財産管理人　司法書士　浦田　明宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市保戸野原の町三三四番地、最後の住所鹿児島県霧島市国分敷根九五八番地　被相続人　亡　越後　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月五日

事務所　鹿児島県霧島市国分中央六丁目二二番五二―一号　相続財産管理人　司法書士　松薗　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市与那城桃原二四九番地、最後の住所沖縄県うるま市与那城屋慶名一四一〇番地　特別養護老人ホームあやはし苑　被相続人　亡　小橋川サダ

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年8月5日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大林道路株式会社　②国土交通大臣(6)4206　③代表取締役　長谷川仁　④東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区神田小川町三丁目20番地　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号　大林道路株式会社　代表取締役　長谷川仁

①総合地所株式会社　②国土交通大臣(3)6814　③代表取締役　関岡桂二郎　④東京都港区芝公園二丁目4番1号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市中区扇町2―4―2　東京都新宿区西新宿3―3―13　埼玉県さいたま市大宮区桜木町1―11―2　千葉県船橋市印内町603―1　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝公園二丁目4番1号　総合地所株式会社　代表取締役　関岡桂二郎